

令和6年4月15日

## 野々市市職員の懲戒処分について

野々市市総務部秘書課

野々市市では令和6年4月12日、次のとおり懲戒処分を行いました。

1 被処分者

総務部 主事（20代）

2 処分内容

停職6か月

3 処分年月日

令和6年4月12日

4 処分理由（事案概要）

- ・令和6年4月5日、職員が機密文書廃棄用ボックスに、本来保管すべき税務書類36件が廃棄されていることを発見した。
- ・4月8日、これらの書類に残されたメモや事務分担の状況から、廃棄の疑いがある当該職員に聞き取りを行ったところ、他課へ異動することになり、3月30日に自らの机の中等に私的に管理していたこれらの書類を機密文書廃棄用ボックスへ廃棄したことを認めたため、今回の非違行為が発覚した。

5 その他

上記処分に伴い、当時の管理監督者であった、部次長級（50代）及び課長級（50代）を厳重注意とする

6 市長コメント

このたび、本市職員が起こした今回の事案につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、より一層、法令の遵守及び適正な事務執行の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。